

# 申請にあたっての注意事項

## 【次の事項をよくお読みください】

### 1 補助率

助成申請額は、助成対象経費の4分の3以内とします。

### 2 助成対象外事業

以下の事業については、助成事業の対象になりません。

- ① 営利を目的とした事業
- ② 宗教活動を目的とした事業
- ③ 政治活動を目的とした事業
- ④ 公益性・公共性に反する事業
- ⑤ 他の団体や活動などを批判することを目的とした事業

### 3 助成対象外経費

以下の経費については、助成金の対象になりません。

- ① 職員の人件費、光熱水費、家賃など団体の運営に要する経費。
- ② 施設などの建物の修繕費や、改修に要する経費。
- ③ 他の団体、個人への貸出を目的とした備品購入費。
- ④ 団体の会員のみを対象とした定例会などの会議に要する経費。
- ⑤ 個人給付的な飲食費、宿泊費、入場料など。

### 4 申請可能な団体（営利を目的としない団体）

- ① 主な活動域が川崎市内で、川崎市内に活動の拠点があること。
- ② 福祉活動を行う民間の団体であること。（社会福祉法人、NPO、ボランティア団体等）
- ③ 年間の事業計画及び自主財源を基盤とした予算をもち、代表者、組織運営等の重要事項を定めていること。

**※暴力団もしくは申請団体に暴力団員に関係する者があるものは、助成を行いません。**